平成30年度西都市農業行政補助金・交付金一覧表

（※当一覧表は、紙数の関係から主なものを抜粋して掲載しています。詳細についてはお問い合わせください）

＜施設園芸・露地園芸・果樹・花き・茶関係＞

種別	補助対象	事業主体	内容・採択要件等		事業名	補助率	問い合わせ先
施設園芸	ヒートポンプ（電気式・ガス式） 内張２層(三重施設) 循環扇 多段式サーモ	個人	・西都市内に住所を有し、市税の滞納がないこと ・他の事業で採択されたもの及び更新は対象外	市	施設園芸省エネルギー対策緊急支援事業	1/5以内	西都市役所 農政課 園芸特産係 32-1003
	高収益システム ＣＯ２施用技術 飽差制御技術 施肥管理技術 環境改善技術 地域エネルギー技術	営農集団	・３戸以上の営農集団 ・高収量事例を基にした先進技術（炭酸ガス発生装置、養液土耕　等）に必要な機器・資材の導入	県	施設園芸高生産技術推進事業	1/3以内	
	農業用ハウス（中古）	個人	・西都市内に住所を有し、市税等の滞納のない「認定農業者」又は「認定就農者」 ① 中古ハウス導入（解体、移設及び組立）に要する経費　※ 本体のみ ② 耐用年数相当期間を経過している自己所有ハウスの補強等に要する経費。ただし、補助対象経費が５万円以上のものに限る。　※ 本体のみ	市	施設園芸産地基盤強化事業	①1/5以内又は100㎡当り2万円のいずれか低い額とし、100万円まで ②1/4以内とし、20万円まで	
露地園芸	加工・業務用農産物の一貫体制構築を目的とした実証	営農集団	・加工、業務用農産物の生産から加工まで一貫した体制の中で取り組むための実証圃の設置、省力化実証	県	ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業	1/3以内	
花き	輸出拡大及びオリンピック需要に向けた取組み	営農集団	・輸出拡大のための新品目・新品種の導入実証 ・輸出に適した栽培方法の実証 ・オリンピック需要に向けた夏季出荷品目の導入・高品質化実証	県	世界に羽ばたけ「みやざきの花」グローバル化推進事業	1/2以内	
	温暖化に対応した安定生産技術の導入	営農集団	・温暖化に対応した環境制御技術に係る機器等の導入支援	県	気候変動に負けない「みやざきの花」安定生産支援事業	1/3以内	
果樹	新ブランド品目の導入等条件整備 施設栽培への飽差制御技術導入 へべすの産地拡大推進	営農集団	・代表者、組織の規約及び管理運営の定めがあること	県	未来をひらく新果樹産地クリエィション事業 イノベーションで未来を開く産地経営体育成事業	1/2以内 ～ 1/3以内	
果樹	剪定枝粉砕機 収穫ネット 小型運搬車 果実貯蔵庫 園内道整備 定置配管設備 スプリンクラー モノラック（モノレール） 簡易被覆施設	営農集団	・中山間地域であること ・取得価格が１０万円未満の消耗品は対象外 ・受益面積が３０ａ以上 ・代表者、組織の規約及び管理運営の定めがあること	県	集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業	1/3以内	
茶	生産基盤体制整備	営農集団	６次化に対応可能な機械整備	県	「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業	1/3以内	

※ 県事業については、「人・農地プラン」の中心経営体または中心経営体の見込みである者が含まれていること。

＜認定農業者・新規就農者等関係＞

種別	補助対象	事業主体	採択要件等		事業名	補助率	お問い合わせ先
認定農業者	機械・施設等の共同整備	営農集団	・認定農業者２経営体以上もしくは認定農業者１経営体以上と認定新規就農者１経営体以上を含む農業者３経営体以上の組織での共同利用であること。または農事組合法人での利用であること。 ・西都市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。 ・他の事業で採択されたもの及び更新は対象外。 ・限度額５０万円。 ・２８年度及び２９年度に整備事業を受けられた方は申し込み不可。	市	認定農業者等育成支援事業	1/2以内 申し込み多数の場合は変更の可能性あり。	西都市役所 農政課 農政企画係 43-0382
	共同研修等の実施		・認定農業者１経営体を含む農業者３経営体以上の組織での研修であること。 ・西都市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。 ・他の事業で採択されたものは対象外。 ・限度額２０万円。最大３回まで。 ・販促活動等は対象外。				
農業機械・農耕車両	稲作の生産拡大等に必要な機械・施設の整備	営農集団	主食用米、加工用米、飼料用米の組み合わせによる経営の効率化に必要な機械・施設等の整備に対する支援。 ①水田利用のゾーニング化計画を策定し、その実現に必要な機械等の整備。 ②主食・加工・飼料用米の乾燥・調整施設の集約化・拠点化に必要な機械等の整備。 ③流通コストの削減に向けたフレコン化・バラ化に必要な機械等の整備。	県	宮崎オリジナル水田フル活用支援事業 （「大地に絵を描く」高効率生産集団支援事業）	1/3以内	西都市農業活性化センター 43-1153
	農耕用免許取得	個人	・農耕車限定の大型特殊免許及びけん引免許の取得。 ・市内に住所を有する農業者。 ・市税に滞納がないこと。	市	農耕用免許取得推進事業	1/2以内 大型特殊免許：上限8千円 けん引免許：上限1万円	
新規就農者	農業研修	個人	・市外出身者で、以下の要件を満たす者。 ・農業者を育成する機関等において、概ね１年間の基礎・専門知識及び栽培技術を修得しており、市内の先進農家等において、実践的な研修を連続して半年以上受ける者。 ・研修期間中から市内に定住し、研修終了後、市内で農業経営を開始することが確実に見込まれる者。	市	農業実践研修支援事業	月額 3万円 （3親等以外の場合は5万円） （夫婦の場合は、1.5を乗じる）	
	経営開始	個人	・独立、自営就農時の年齢が４５歳未満であり、農業経営者となることに対して強い意志を有していること。 ・農地の所有権又は利用権を有していること。 ・主要な農業機械・施設を所有又は貸借していること。 ・生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引し、売上げや経費等の経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 ・農業経営に関する主宰権を有していること。	国	農業次世代人材投資事業	年額 150万円	

＜６次産業化関係＞

種別	補助対象	事業主体	採択要件等		事業名	補助率	お問い合わせ先
６次産業化	新たな６次産業化の取組に必要な施設の整備又は機械の導入	認定農家又は営農集団	・本市の農林水産物の新たな加工に必要となる取組であること。 ・認定農業者又は農業者３名以上の組織での共同利用であること。 ・西都市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。 ・交付年度内に終了する事業で、他の補助金の交付対象でないこと。 ・２８年度及び２９年度に補助事業を受けられた者は申し込み不可。 ・限度額１００万円。	市	６次産業化推進事業	1/2以内 申し込み多数の場合は変更の可能性あり。	西都市農業活性化センター 43-1153
	本市の農林水産物（これらの加工品を含む）を活用した商品開発又は販路拡大等		・新たな商品開発又は既存商品の改善・改良に関する取組であること。 ・認定農業者又は農業者３名以上の組織であること。 ・西都市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。 ・交付年度内に終了する事業で、他の補助金の交付対象でないこと。 ・２８年度及び２９年度に補助事業を受けられた者は申し込み不可。 ・限度額３０万円。			2/3以内 申し込み多数の場合は変更の可能性あり。	

＜地域特産品開発支援関係＞

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
地域特産品開発支援	新たな地域特産品の開発 既存の地域特産品の改良 地域特産品の販売促進	団体	・審査会で採択された事業であること。 ・本市に住所又は活動の拠点を有する者３人以上で組織された団体であること。 ・交付年度内に終了する事業で、他の補助金の交付対象でないこと。 ・市税の滞納がないこと。 ・限度額１００万円。	市	地域特産品開発支援事業	1/2以内 申し込み多数の場合は変更の可能性あり。	西都市農業活性化センター 43-1153

＜畜産関係＞

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
施設	畜舎及び堆肥舎	個人	・市内に住所有する個人又は法人の畜産農家で、市税に滞納がないこと。 ・家畜の増頭増羽のために行う市内への畜舎及び堆肥舎の新築又は増改築であること。	市	畜産生産基盤強化対策事業	1/3以内 (50万円上限)	西都市役所 農政課 畜産振興係 32-1004
防疫	防疫用機械・設備	個人	・市内に農場を有する個人又は法人の畜産農家で、市税に滞納がないこと。	市	家畜防疫対策事業	1/3以内 (50万円上限)	
肉用牛	繁殖雌牛	個人	・市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家で、市税に滞納がないこと。 ・更新対象雌牛が出荷時において、同一の畜産経営者において３年以上繁殖に供していたものであって、その年齢が８歳以上であること。又は８歳未満で獣医師の診断により繁殖雌牛として適当でないと認められたものであること。 ・導入した牛は、県内の家畜市場開催の子牛セリ市及び家畜商が仲介する県内産の4歳未満の雌牛であること。	市	繁殖雌牛更新支援事業	1頭 3～5万円	
		個人	・市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家で、市税に滞納がないこと。 ・現に飼養している繁殖雌牛が２頭以上（口蹄疫で殺処分を余儀なくされた者にあっては、５年後の飼養計画頭数が２頭以上）であること。 ・資金の償還について十分な能力を有すること。	市	優良基礎繁殖牛導入資金貸付事業	1頭 30万円 ～ 70万円	
		個人	・市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家が繁殖雌牛に供するため児湯郡市管内で生産された優良雌牛を市内に保留する。	市	優良雌牛保留奨励金	郡品優等 10万円/頭 郡品壱等 8万円/頭	